

七本官軍墓地墓石取換修復業務委託 仕様書

1 (総則)

1. 本仕様書は、「七本官軍墓地墓石取換修復業務委託」(以下、本業務)に適用する。
2. 本業務は経年劣化や人為的な行為により破損した熊本県指定史跡七本官軍墓地の復旧、整備を目的として、現地で保存することが難しい墓石を取り外して保管場所へ移動し、新たな墓石と取り替えるものである。
本仕様書は熊本市文化市民局文化創造部文化財課(以下「甲」という)が委託に関して必要な諸事項を定めたものである。

2 (業務概要)

1. 業務名 七本官軍墓地墓石取換修復業務委託
2. 場 所 熊本市北区植木町轟2105(熊本県指定史跡七本官軍墓地)
熊本市北区和泉町1151-1(北部収蔵庫)
3. 期 限 契約締結日から令和9年(2027年)3月31日
4. 内 容 ①破損した墓石の取り外し及び保管場所への移動
②墓石の作成
③作成した墓石の設置
※対象となる墓石は、佐官墓1基、尉官墓5基、下士官墓3基、兵卒墓36基

3 (貸与資料)

1. 本業務を遂行する上で必要となった既存資料については、甲が貸与する。

4 (準拠する法令等)

1. 本業務の受託者(以下「乙」という)は、業務委託契約書、本仕様書及び次の関係法令及び諸法規に基づき、関係官公署に対する届出及び手続きを遺漏なく行うものとする。
 - (1) 熊本県文化財保護条例
 - (2) その他関係する法令および規程

5 (業務内容の詳細)

1. 破損した墓石の取り外し及び保管場所への移動
 - ・七本官軍墓地に現地保存している墓石の内、取り換え対象となる現地保存が困難な墓石について取り外し、保管場所である北部収蔵庫に運搬する。
2. 取り替える墓石の作成
 - ・安山岩を用いて、取り外した墓石と同様の寸法の墓石を作成し、同じ銘文を刻み取り替える墓石を作成する。銘文の情報は文化財課が提供する。階級ごとの墓石の寸法については別図の通り。
3. 新たな墓石の設置
 - ・七本官軍墓地に新たに作成した墓石を設置する。その際、史跡への設置であることを踏まえ、新たな掘削は行わず設置するものとする。

6 (安全管理の徹底)

1. 本業務の対象である七本官軍墓地は熊本県指定史跡に指定されているため、全ての業務に対して万全の注意を払い、安全を最優先して行うものとする。

7 (成果品)

1. 本業務の成果品は下記のとおりとする

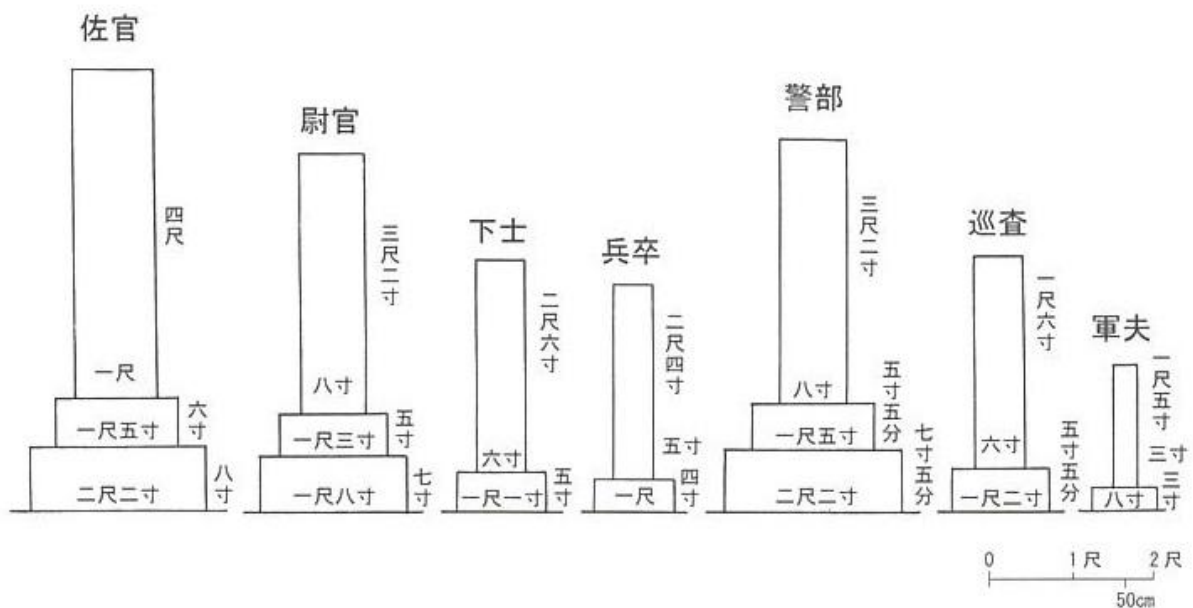
- ①報告書 (竣工図) 1式
- ②その他本業務に係る委託者が指示するもの 1式

2. 成果品の納品は下記のとおりとする

- ・成果品は熊本市文化財課に納入することとする。
- ・受託者は本業務終了後速やかに所定の成果品を提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- ・検査の結果、受託者による誤りや不明箇所が判明した場合は、その責任において速やかに訂正するものとする。

8 (その他)

1. 業務に使用する機材等については受託者が準備する。
2. 史跡のき損等の生じることがないように、受託者の責任において細心の注意をもって行うこととする。



別図 墓石の寸法